

－ 審査事務規程の一部改正について（第 1 2 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 29 年 7 月 1 日に施行しました。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 別添 1 試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目（2 項目）】

TRIAS 17(2)-R137-01	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）
TRIAS 18-R137(1)-01	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）

【一部改正する試験項目（9 項目）】

TRIAS 09-R064-02	応急用予備走行装置試験（協定規則第 64 号）
TRIAS 11-R079-01	かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
TRIAS 12-R013H-02	乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号）
TRIAS 12-R078-03	二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）
TRIAS 12-R140-01	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
TRIAS 20-J027-01	内装材料の難燃性試験
TRIAS 22(3)-R016(3)-03	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））
TRIAS 30-R41-02	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
TRIAS 32-J053-03	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

2. 別表 2（外国の試験機関）について、試験項目の追加に係る改正を行います。

お問い合わせ先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-27

独立行政法人自動車技術総合機構

交通安全環境研究所 自動車認証審査部

電話 0422-41-3419（代表）

FAX 0422-41-3232